

## 北九州市安全・安心まちづくり防犯カメラ設置補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、地域団体や事業者の自主的な防犯活動を支援し、安全・安心を実感できるまちづくりの実現に向けて、予算の範囲内で防犯カメラの設置に要する費用の一部を助成する、北九州市安全・安心まちづくり防犯カメラ設置補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、北九州市補助金等交付規則（昭和41年北九州市規則第27号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 防犯カメラとは、公共空間を撮影対象とし、犯罪の抑止を目的として特定の場所に常設し、常時撮影する機能及び録画する機能を有する機器並びにその他関連機器で構成されるものをいう。
- (2) 公共空間とは、道路、公園などの屋外にて誰もが自由に利用できる空間をいう。
- (3) 地域団体とは、住民相互の親睦、融和等日常生活における共通の目的を達成するために、地域を単位として、任意に組織された町内会、自治会などの住民組織をいう。
- (4) 事業者とは、市内に事業所を置く個人及び法人をいう。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 地域団体及び市長が適当と認めるもの（以下「地域団体等」という。）
  - (2) 事業者及び市長が適当と認めるものとして、別に定めるもの（以下「事業者等」という。）
- 2 街頭に設置するカメラについて既に国、県又は市が実施する他の補助制度（北九州市性犯罪防止対策防犯カメラ設置補助金交付要綱及び北九州市地域環境活動等支援補助金交付要綱によるものを除く。）の適用を受けている、又は受けることを予定している場合にあつては、当該カメラに係る補助金は交付しない。
- 3 第1項第2号に定める事業者等にあつては、市税を滞納していないものに限り、補助金の交付対象とする。

### (暴力団等の排除)

第4条 市長は、北九州市暴力団排除条例（平成22年北九州市条例第19号。以下「暴排条例」という。）第6条の規定に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。

- 2 市長は、補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定にかかわらず、補助金を交付しないものとする。
- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

- (2) 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
- 3 申請者は、防犯カメラの設置工事等について次の各号のいずれかに該当する者に、その全部又は一部を委任し、又は請け負わせてはならない。
  - ア 暴力団
  - イ 暴力団員
  - ウ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
- 4 市長は、申請者が第2項に該当し、又は前項の規定に違反することが明らかとなったときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- 5 市長は、交付決定の取消しにより申請者に損害があっても、その損害の賠償の責めを負わないものとする。
- 6 市長は、暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、申請者に対し当該申請者の氏名（フリガナを付したもの）、生年月日、性別等の個人情報の提出を求めることができる。

（補助金の対象経費等）

第5条 補助金の対象経費は、防犯カメラの設置に要する次に掲げる費用とする。

- (1) 防犯カメラ、録画装置等の機器購入費用及び設置工事費用
- (2) 防犯カメラの設置を示す看板設置費用
- 2 防犯カメラの保守費用、修理費用、電気料金等の維持管理費用並びに機器等の移設及び撤去に係る費用その他の前項に定める以外の費用については、補助金の対象経費としない。
- 3 補助金は、次に掲げる補助対象者に応じて、当該各号に定める防犯カメラの台数を上限として交付する。
  - (1) 地域団体等 10台
  - (2) 事業者等 10台
- 4 工事の施工業者（設計を含む）を北九州市内に本店または支店等のある企業とする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、予算の範囲内において、次に掲げる補助対象者に応じて当該各号に定めるものとする。

- (1) 地域団体等 補助対象経費の4分の3以内の額とし、防犯カメラ1台につき30万円を限度とする。
- (2) 事業者等 補助対象経費の3分の1以内の額とし、防犯カメラ1台につき13万円を限度とする。
- 2 前項に定める補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（事前協議）

第7条 申請者のうち第3条第1項第1号に該当する者は、あらかじめ事前協議申請書（様式第1-1号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 防犯カメラの設置が申請団体の総会等により決定したことを証する書類
- (2) 防犯カメラの設置場所及び撮影範囲を示した図面
- (3) 設置費用見積書の写し

2 申請者のうち第3条第1項第2号に該当する者は、あらかじめ事前協議申請書（様式第1－2号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 撮影対象範囲内の地域団体の同意を証する書類
- (2) 防犯カメラの設置場所及び撮影範囲を示した図面
- (3) 設置費用見積書の写し

（補助金の交付内示）

第8条 市長は、前条の申請があったときは、警察等との関係機関と協議し、内容を審査のうえ、補助対象者及び補助台数を決定し、交付内示書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の交付申請）

第9条 前条の規定による補助金の交付の内示を受けた申請者のうち第3条第1項第1号に該当する者は、交付申請書（様式第3－1号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 防犯カメラの設置場所及び撮影範囲を示した図面
- (2) 設置費用見積書の写し
- (3) 設置する防犯カメラの概要がわかる資料（図面、カタログ等）
- (4) 団体規約及び役員名簿の写し
- (5) 設置する場所の所有者等の権利者の同意又は許可を証する書類
- (6) 防犯カメラ設置補助事業収支予算書
- (7) 防犯カメラ管理運用規程
- (8) 管理運用責任者及び操作取扱者届出書
- (9) その他市長が必要と認める書類

2 前条の規定による補助金の交付の内示を受けた申請者のうち第3条第1項第2号に該当する者は、交付申請書（様式第3－2号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 防犯カメラの設置場所及び撮影範囲を示した図面
- (2) 設置費用見積書の写し
- (3) 設置する防犯カメラの概要がわかる資料（図面、カタログ等）
- (4) 役員名簿
- (5) 防犯カメラ設置補助事業収支予算書
- (6) 防犯カメラ管理運用規程
- (7) 管理運用責任者及び操作取扱者届出書
- (8) その他市長が必要と認める書類

3 前2項に定める提出書類のうち、事前協議申請時に提出したものから変更がないものについては、提出を省略することができる。

(補助金の交付決定)

第10条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに、補助金の交付を決定し、交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付条件)

第11条 市長は、補助金の交付を決定する場合には、次の条件をつけるものとする。

- (1) 別に定める北九州市安全・安心まちづくり防犯カメラ設置補助事業管理運用要領を遵守すること。
- (2) 防犯カメラを設置した日から少なくとも5年間は、当該防犯カメラを適切に維持管理し、運用すること。
- (3) 防犯カメラを設置した後に、防犯カメラを廃止又は設置場所等を変更しようとする場合は、変更・廃止申請書（様式第5号）を市長に提出し、承認を受けること。
- (4) 防犯カメラを設置した日から5年の間に、防犯カメラを廃止又は設置場所等を変更し、交付した補助金の全部又は一部の返還を求められた場合はこれに応じること。
- (5) 防犯カメラを廃止又は設置場所等を変更する場合は、責任を持って当該設置場所を原形復旧すること。

(補助金の支払い方法)

第12条 この要綱に定める補助金については、補助対象事業の円滑な遂行を図るため、必要であると認められるときは、補助金の額の範囲内で概算払いをすることができる。

(関係書類の整備)

第13条 第10条の通知を受けた者（以下「防犯カメラ設置者」という。）は、防犯カメラの設置に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、設置完了後5年間保管しておかなければならない。

2 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため、必要があるときは、前項の書類、帳簿等を検査することができる。

(実績報告)

第14条 防犯カメラ設置者は、防犯カメラの設置が完了したときは、その完了の日から20日以内に実績報告書（様式第6号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 設置した防犯カメラにより撮影された画像
- (2) 設置場所の工事前後の写真
- (3) 領収書の写し
- (4) 防犯カメラ設置補助事業収支決算書
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定等)

第15条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合は、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、防犯カメラ設置の実績が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書(様式第7号)により防犯カメラ設置者に通知するものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、危機管理監が定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年9月1日から施行する。

(補助対象者の特例)

2 第3条第2項の規定にかかわらず、北九州市性犯罪防止対策防犯カメラ設置補助金交付要綱の規定による補助制度の対象者は、この要綱の改定による補助金の交付を受けることができる。

付 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年5月1日から施行する。

付 則 抄

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年11月1日から施行する。

2 略

3 略

付 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年11月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年5月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

付 則  
(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。